

■自動車は県内ナンバーに (町民税務課)

自動車税は県の重要な財源となつています。

転居などで五霞町に転入された方は住民登録とあわせて所有される自動車について県内のナンバー(つくば)に変更いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

(登録に関するお問い合わせ)
土浦自動車検査登録事務所
☎050・5540・2018
(納税に関するお問い合わせ)
筑西県税事務所 課税第二課
☎0296(24)9190

■国民年金保険料の納め忘れにご注意を (町民税務課)

年金制度は、「年をとったとき」「病気やケガで障害の状態になったとき」「死亡したとき」などに、国が年金を支給し、本人または家族の生活を守るといふ社会保障です。みんながお互い協力して助け合い、将来を支えあう制度ですから、保険料納付は私たちの大切な義務です。納め忘れないようにしましょう。

納付は便利で納め忘れない口座振替を利用しましょう。
○お問い合わせ

下館年金事務所
☎0296(25)0811

■夜間収納窓口開設のお知らせ (町民税務課)

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方のために、収納窓口の時間を延長しますのぞひご利用ください。

○日時

3月30日(金)
午後5時15分から7時まで

○場所・お問い合わせ

①町民税務課窓口
(町税等、介護保険料、保育料) 税務G(内線251)
②教育委員会窓口
(給食費) (84)1462
③川妻浄水場窓口
(上下水道料金、下水道受益者負担金) (84)3000

■第9回特別弔慰金の請求について (健康福祉課)

先の大戦において、公務等のため国に殉じた軍人・軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、ご遺族に特別弔慰金(第九回特別弔慰金)が支給されます。

○支給対象者

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、恩給法による公務扶助料や、戦傷病

者戦没者等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母)が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において、公務扶助料や遺族年金の受給権者がいない支給順位の先順位のご遺族の方一人。

○支給順位 戦没者等の死亡等のご遺族の方で、
①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方。
②戦没者等の父
③戦没者等の母
④戦没者等の孫
⑤戦没者等の祖父母
⑥戦没者等の兄弟姉妹

※右記③⑥番の方は、戦没者等と生計関係があり、平成21年4月1日において、遺族以外の者の養子になっていないこと。遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないことなどの条件があります。

○支給内容

・名称 第九回特別弔慰金国庫債券
・額面 24万円6年償還の記名国債

・償還日 平成22年から平成27年までの毎年4月15日
○請求期間 平成21年4月1日から平成24年4月2日まで

○お問い合わせ
社会福祉G(内線236)

■3月は自殺防止月間です (健康福祉課)



守ろういのち
IBARAKI
GATE KEEPER

自殺は、孤立の病とも言われていることから、現在、県では市町村及び各種団体等と連携を図り、「つながるわ」・「ささえ」の「わ」茨城いのちの絆キャンペーンを実施しております。周囲との絆を回復することが自殺防止につながります。心に悩みを抱えている人がいたら、声をかけてください。

県では、「いばらきこころのホットライン」を開設し、うつ病などの精神疾患や、こころの健康に関する相談をお受けしています。周囲で悩みを抱えている方に紹介してください。
◎「いばらきこころのホットライン」
☎0120(236)556
午前9時から午後4時まで
(祝日除く)

○お問い合わせ
・社会福祉G(内線282)
・県保健福祉部障害福祉課
☎029(301)3368

相談

■消費生活相談窓口のお知らせ (産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

○日時

3月14日(水)
午前9時から正午まで
午後1時から4時30分まで

○場所

役場小会議室

○お問い合わせ

地域産業G(内線261)

■生活相談のお知らせ (総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

・ふれあいセンター
・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595